

Les idées constitutionnel de Babouvistes

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/30510

バブーヴィストの憲法思想

畑 安次

はじめに

一 「テルミドールの反動」前後の憲法問題

1 ルソー、ロベスピエールと一七九三年憲法

2 ロベスピエールと「革命政府」の諸原理

3 「テルミドールの反動」と一七九五年八月二二日の憲法

二 バブーヴィストの憲法思想

1 人權思想を貫く平等主義

(1) 「公安秘密総裁府設立趣意書」

(2) 「バーフの教義の概要」における一七九三年憲法の評価

(3) 「平等派の宣言」

(4) 教育を受ける権利

2 統治機構構想

おわりに

はじめに

フランス革命は「貴族の革命」に端を発し、「八九年―九一年体制」||ブルジョア支配体制を確立せんとした「ブ

ルジョアの革命」を経て、「サン・キュロットの革命」へと発展し、一七九四年七月二七日（テルミドール九日）の「テルミドールの反動」（la réaction thermidorienne）と呼ばれるブルジョアジーの巻き返しによってブルジョア革命として終息しようとする。しかし、フランス革命が完全にブルジョアジーの掌中に収められるためには、もう一つの革命の試みⅡ「バブーフの陰謀」（La Conspiration de Babeuf）を超えなければならない。フランス革命はあらゆる革命形態を内含した典型的なブルジョア革命であるといわれるが、「バブーフの陰謀」は「自由」と「平等」の統一の実現を目指した共産主義革命の試みであり、一〇年余に及ぶフランス革命における最後の革命形態である。「バブーフの陰謀」を総合的に評価することは困難であるが、ここではとりあえず次のような評価に注目したい。

「バブーフによる平等派の反乱計画は、ルソーやロベスピエールの小市民的限界をこえて、共産社会をつくりだそうとしたものであり、これまでの貧農的共同体思想とちがって、ブルジョア社会への明確な対決意識と、そのための組織論（秘密結社、軍隊工作、人民蜂起）をもっていた。・・・ここではじめて、近代的な階級対立が力の問題として意識されたのである。あたらしい被支配階級を主体として、力によって資本主義社会をのりこえるという思想は、バブーフからイタリアンブオナロッティ（一七六一—一八三七）を経て、一九世紀前半の社会主義のなかで有力な地位をしめるようになる。」^①

本稿は、「バブーフの陰謀」に対する右のようなトータルな歴史的評価を目的とするものではない。この「陰謀」については、わが国ですでに①豊田堯『バブーフとその時代』（一九五八）、②柴田三千雄『バブーフの陰謀』（一九六八）、さらに「文学と歴史の境界」線上においてバブーヴィストのマンタリテをきわめて平易にまとめた③平岡昇『平等に憑かれた人々』（一九七三）等が公刊されている。このうち、周到な資料収集とその綿密な分析にもとづくトータルな研究という点で、②を凌ぐ研究を近い将来に期待することはできないように思われる。し

たがって、本稿の課題は、ロベスピエールの「革命政府」と「テルミドールの反動」によるその崩壊、その後の総裁政府のもとでの政治状況を考慮しつつ、バブーヴィスト（バブーフ主義者）の憲法思想を考察するとともに、彼らが啓蒙期に展開された憲法思想の諸潮流のうちいかなるものを継承し、革命実践のなかでそれをどのように具現しようとしたかという点に限定される。⁽²⁾

一 「テルミドールの反動」前後の憲法問題

1 ルソー、ロベスピエールの憲法思想と一七九三年憲法

所有権の制限を前提として自由・平等理念の統一の実現を志向した啓蒙期のルソーの憲法思想が、革命期のロベスピエールに継承されていることは周知のところである。そのことは、一七九三年四月二四日の国民公会において朗読されたロベスピエールの人権宣言草案に明らかである。この草案は、「すべての政治社会の目的は、人間の自然的で時効にかからない権利の維持およびすべての人びとの才能の発揮にある」（第一条）「主要な人権とは、人間の生存の維持に備える権利と自由である」（第二条）「これらの権利は・・・肉体的および精神的な能力の差異がいかなるものであろうとも、すべての人間に平等に存する」（第三条）「社会はその全構成員の生存に対し、彼らに仕事を保障することにより、あるいは労働不能の状態にある者に対しては生存の手段を確保することによって、その生存に備える義務を負う」（第一一条）とあるように、平等理念実現のための生存権中心の人権体系をなしている。

しかし、このような生存権構想は、所有権の絶対性・不可侵性を前提とした政治社会においては実現されないことは明らかである。それは、ルソーがすでに看破していたところである。野放しの所有権は社会的不平等の基本的な要因であって、これを前提とした「生存権」や「公的救済を受ける権利」は、所詮「慈善的救済」の域を

出ない。ルソーは言う。「政治社会において最も有用な、そして恐らく最も困難な事柄は、すべての人間に公平であり、特に貧乏人を金持ちの圧制から保護するための厳格な潔白性にある。……したがって、政府の最も重要な事業のひとつは、財産の極端な不平等を防止することにある。」⁽⁴⁾ そのためには、「私的所有を抑え……それを常に公共善に従わせるべき一つの基準、規範、拘束を与えること」⁽⁵⁾ が必要である。

ロベスピエールはこのようなルソーの考えを継承し、一七九二年二月二日の「食糧について」(Sur les subsistances)と題する演説において、次のように述べている。「社会の第一の目的は何か。それは、人間の譲り渡すことのできない諸権利を保護することにある。これらの権利の第一のものは何か。それは生存の権利である。第一の社会法(La première loi sociale)は、それゆえ、社会の全構成員に生存の手段を保障する法である。他のすべての法は、この法に服する。所有権はこの法を強固にするためにしか設定されなかったし、もしくは保障されなかったのである。人びとが所有権を有するのは、何よりも生きんがためである。」⁽⁶⁾ このような思想に基づき、ロベスピエールは先に見た「草案」において、「所有権は、他人の権利を尊重する義務によって制限される」(第八条)「安全、自由、生存ならびに……同胞の所有権を侵すことはできない」(第九条)「生活必需品を欠く者に対する不可欠の救済は、余剰物を有している者の負債である。この負債が支払われるべき方法は、法律によって定められる」(第一条)と規定する。このように、ロベスピエールがルソーの思想を忠実に継承していることは明らかである。

ここでは、後述する一七九三年六月二四日の憲法Ⅱモンタニャール憲法に対するバブーヴィストの評価との関係で、ルソーおよびロベスピエールの間に憲法思想の一貫性が見られるか、一貫性が見られるとした場合、その一貫性が同憲法に継承されているかどうかについて検討しておきたい。この点をめぐってはこれまで評価が分かれてきた。たとえば、アンドレ・ドウサンシエール・フェランディエール(A.Decencière-Ferrandière)の著に、

ルソー、ロベスピエール、一七九三年憲法を一貫した思想潮流に属するものとして捉える見方と、ロベスピエールの人権宣言草案における所有権制限構想を「政治的術策」にもとづく「左翼主義の産物」に過ぎないとするアルベール・ブリモ(Albert Brimo)の見方の相違を上げる⁽⁸⁾ことができる。

私は、ブリモが言うようにロベスピエールの人権宣言草案には当時の革命情勢を考慮に入れた「政治的術策」の側面が見られることは否定しないが、ロベスピエールの人権宣言草案がルソーの思想の帰結であるとする点では基本的にはドウサンシエール・フェランディエールと同一の見解に立つ。しかし、一七九三年憲法にはこの両者の思想潮流の一貫性を看取することはできないと考える。というのは、同憲法は単にルソーおよびロベスピエールの所有権制限構想を十分なたちで継承していないということだけでなく、両者の憲法思想を貫いている「徳」(la vertu)の観点をふり落としているからである。

また、ロベスピエールの代表制に関する理論、彼の人権宣言草案における政府変更権論、公務員罷免制度もしくは命令的委任制度への展望との関連で一七九三年憲法を見た場合、そのことは一層明瞭となる。ロベスピエールは一七九三年五月一〇日の「代表制について」(Sur gouvernement représentatif)と題する演説において、次のように述べている。「人民は善良である。その代表者たちは腐敗しやすい。政府の悪徳と専制に対する予防策は、人民の徳と人民の主権の中に探らねばならない」⁽⁹⁾。「人民によって指名されたすべての公務員は、規定されるであろう手続にしたがって、人民によって罷免され得る」⁽¹⁰⁾。このような考え方を反映した彼の人権宣言草案には次のような規定が見られる。「人民は主権者である。政府は人民の作品、人民の所有物であり、公務員は人民の使用人である」(第一五条)。「人民は、思いのままにその政府を変更し、自らの代表者たちの委任を解くことができる」(第一六条)。「人民は善良であり、役人は腐敗しやすいものだと仮定しないあらゆる制度は、悪しき制度である」(第一九条)。

このようなロベスピエールの構想との対比で見た場合、一七九三年憲法は人民主権原理を表明し、それに基づく普通選挙制度を採用しているが、人民主権原理や普通選挙制度が実質的なものとなるためには、公務員罷免制度もしくは命令的委任制度と接合されねばならない。一七九三年憲法にはその視点が十分に生かされているとは言えない。後述するように、これらの点は、バブーヴィストの間であらためて問題になるであろう。

2 ロベスピエールと「革命政府」の諸原理

さて、ルソーの法・政治思想を「サン・キュロットの革命」のなかで検証し具体化しようとして「革命政府」(le gouvernement révolutionnaire)を強化したロベスピエールは、一七九三年二月二五日、公安委員会(Le comité de salut public)の名において行った「革命政府の諸原理について」(Sur les principes du gouvernement révolutionnaire)と題する演説において次のように述べている。「革命政府は異常な活動(une activité extraordinaire)を必要とする。まさに闘いの渦中にあるからである。革命政府は画一的で厳格な法には従わない。なぜなら、現在見られる諸状況は流動的にして流動的だからであり、特に新たなかつ急迫せる危険に対して、新しく迅速な政策を絶えず採用することを余儀なくされているからである。⁽¹¹⁾」「革命体制の下では、公権力自体が、その体制を攻撃するすべての党派から自らを護ることを余儀なくされる⁽¹²⁾。」「革命政府はまた、正義と公共の秩序からことごとく汲みだされたその諸準則(les lois)を有している。革命政府はアナルシーとも無秩序ともいかなる共通性も有していない。その目的は逆に、法の支配を導き確立するために、それらのアナルシーや無秩序を抑制することである⁽¹³⁾。」「革命政府は軟弱さと無謀さ(La faiblesse et la témérité)、穏和主義と過激行為(Le modérantisme et l'excès)と⁽¹⁴⁾二つの障害物の間を漕ぎ出していかなばならない⁽¹⁵⁾。」「それでは何をなすべきか。有害な諸制度の罪深き発案者どもを追撃すること、たとえ過ちをおかすとも愛国心を保護すること、愛国心を啓発し、た

えず人民をその権利と運命の高みにまで高めることである。／もし諸君がこの準則を採択しなければ、諸君は全てを失うであらう。⁽¹⁵⁾

また、一七九四年二月五日の「共和国の内政において国民公会を導くべき政治道德の諸原理について」(Sur les principes de morale politique qui doivent guider la Convention nationale dans l'administration intérieure de la République)と題する報告において、ロベスピエールは次のように述べている。「われわれが向かっている目的は何であるか。それは・・・自由と平等の平穩な享受であり、その永遠の正義の支配である。⁽¹⁶⁾」ところで、民主的もしくは人民的政府の根本原理すなわちその政府を担いかつその政府を活動させる本質的な原動力とは何か。それは徳である。私は・・・祖国とその法律への愛以外の何ものでもないところの徳について語っているのである。⁽¹⁷⁾「かくして、祖国愛を駆り立て、習俗を純化させ、魂を高邁にし、人の心の情念を公共の利益に導くものはすべて諸君によって採択されるかもしれない。⁽¹⁸⁾」もし平和のうちにある人民政府の原動力が徳であるとすれば、革命における人民政府の原動力は徳であると同時に恐怖である。徳、それなくしては恐怖は災禍となり、恐怖、それなくしては徳は無力である。恐怖とは迅速、厳格、不屈の正義以外のものではなく、したがって、その恐怖は徳の放射物(une émanation de la vertu)⁽¹⁹⁾である。それは特殊な原理であるというよりも、祖国の緊急の要求に適用された民主制の一般の原理の帰結である。⁽¹⁹⁾ ロベスピエールのこのような演説を貫いているのは、ルソーがそのデヴュー作『学問芸術論』(一七五〇)で提起した「徳」(la vertu)の観念である。それは『人間不平等起源論』(一七五五)を介して『社会契約論』(一七六二)に結実する彼の政治・法思想のキー・コンセプトであり、政治社会を支える市民の政治道德的資質にはかならない。ロベスピエールはこの「徳」を革命渦中において実践に移そうとしたのである。こうして、ロベスピエールは、彼の人権宣言草案に見てきたように、富者の所有権の制限による貧者の生存権の確保を課題として掲げることによってサン・キュロット層に一定

の満足を与えながらも、他方では公安委員会を頂点とする「恐怖政治」を押し進めていくことになる。

3 「テルミドールの反動」と一七九五年八月二日の憲法

しかし、ソブールも言うように、実業ブルジョアジーは革命政府の経済統制に敵対的となり、一七八九年のブルジョア革命の成果としての生産と取引の全面的な自由の回復を求め、所有権の侵害に危機感を覚えた。⁽²⁰⁾ こうして、一七九四年七月二七日(共和暦第二年テルミドール九日)、ブルジョアジーとその同盟者たるテロリストによって国民公会事務局は占拠され、ロベスピエールは逮捕される。この「熱月派」によって革命政府は解体され、ブルジョワジーの政治的支配が再建される。ジャコバンの支配の終末である(テルミドールの反動(réaction thermidorienne))。

その後の政治情勢は、一七九五年八月二日の憲法Ⅱ共和三年憲法のもと、元老会(Conseil des Anciens)によって選任される五名の総裁(Directeurs)と総裁の任命による数人の大臣(Ministres)で構成される総裁政府(Le Directoire)の支配下で推移する。一七九五年憲法⁽²¹⁾と比較して言えることは、①社会における人間の権利を「自由、平等、安全、所有」に限定する(第一条)ことによって、九三年憲法が周到に規定していた「圧制への抵抗」(la résistance a l'oppression)の権利を排除しているということ、②「所有権は、その財産、所得、労働と職業の成果を収益し、処分する権利である」(第五条)として、九三年憲法が前提としていた「所有権の制限」に関する規定を排除しているということ、③九三年憲法の成年男子の直接普通選挙制に代えて制限選挙制を復活させることによって(能動的市民たるには何らかの直接税納入者であること、選挙人たるには一五〇—二〇〇労働日に相当する財産所有者たることが要求される)、サン・キュロット層を政治の舞台から排除しているということ、④その上で、一〇箇条の義務規定を置き、「法律を公然と侵害する者は、自らが社会と戦争状態に

あることを宣言するものである」(第六条)とか「法律に公然と違反するのではなく、欺計もしくは策略によって法律を回避する者は、すべての者の利益を侵害するものである」(第七条)と規定することによって絶対的なブルジョア支配を確立しようとしているということ、である。

総裁政府はこのようなブルジョア支配体制を前提とするものであるが、ブオナロッティによれば、この総裁政府の精神は「富と権力を保持および獲得し、一方で王党派(les royalistes)と列強(les puissants)を、他方で平等の友たち(les amis de l'égalité)を抑圧すること」であつた。⁽²²⁾このような政治的権力の制限という総裁政府の視点は、ロベスピエールの革命政府下の「最高価格令」に象徴されるような計画経済Ⅱ統制経済政策に代わる自由主義的経済政策と不可分に結びついていた。ブオナロッティは、総裁政府の自由主義的経済政策を、ルソーやマブリ等の「平等の体系」(Système d'égalité)に対する「エゴイズムの体系」(Système d'égoïsme)と呼び、次のように述べている。「この種のすべての社会制度のもとでは、骨の折れる労働に常に従事している大多数の市民は、実際には、悲惨、無知、隷属状態のうちに呻吟することを余儀なくされる」。⁽²³⁾

しかし、このような自由主義的経済政策は財政問題の処理を好転させることなく停滞させ、総裁政府はパリの食糧問題をめぐる最悪の事態に直面する。ロベスピエール没落後、一七九四年二月二十四日に「最高価格令」が廃止されたことから、食糧価格の暴騰と食糧不足が顕在化したからである。ジェルミナールの蜂起やプレリアールの蜂起は、このような食糧問題に直接的原因を有するものであるが、両蜂起のスローガンであつた「パンと九三年憲法」は、蜂起失敗後も生きつづけることになる。民衆はロベスピエール時代に郷愁を感じはじめた。このような状況に拍車をかけたのは、財政再建の観点から提起された総裁政府の食糧配給制度の廃止(九六年二月一日)であつた。⁽²⁴⁾

二 バブーヴィストの憲法思想

1 人權思想を貫く平等主義

(1) 「公安秘密總裁府設立趣意書」

以上のような状況を踏まえて、以下においては「バブーフの陰謀」と呼ばれる陰謀計画との関連を考慮に入れながらバブーヴィストの憲法思想およびその源流について検討してみよう。

陰謀計画は、旧国民公会議員アマール(J.-B.A. Amar, 1750-1816)の家での「秘密委員会」(une comité secret)においては始められた。この秘密委員会についてブオナロッティは次のように述べている。「フランス人民にその鉄腕(son bras de fer)を次第に重くのしかからせてきた暴政に対する反抗を準備するため、クレリ通り(Cue Cléry)のアマールの家で秘密委員会が開かれた。⁽²⁵⁾・・・委員会のメンバーは、共和三年憲法Ⅱ一七九五年八月二二日憲法によって樹立された政府を、その起源において非合法、その精神において圧制的、その意図において暴政的であると考える点で一致した。すなわち、彼らすべての者は、共和国と自由の救済がその政府の転覆を絶対的なものとして命じているという点で一致したのである」⁽²⁶⁾委員会のメンバーは、①諸悪の根源が私的所有にあること、②「労働と享有の平等」(Egalité des travaux et des jouissances)が「社会の究極目的」であること、③ロベスピエールは「平等の友」(l'ami de l'égalité)であること⁽²⁷⁾で一致した。

①については、その思想的源流をルソーに求めることも可能であるが、より基本的にはモレリ(Morelly, 生没不詳)およびマブリ(Gabriel Bonnot de Mably, 1709-1785)に求めるべきであろう。というのは、モレリは『自然の法典』(Code de la nature ou le véritable esprit de ses lois, 1755)において、「自然は人類全体の能力をさまざまな割合でもってあらゆる種類の個人に分け与えたのだが、しかし、自然の恩恵を生みだす土地の所有は、

これを分割すべからざるものとして人類のすべての者に委ね⁽²⁷⁾」たとして、社会的諸悪の根源を土地の私的所有に求め、「私有財産を根こそぎにしないと何をしても無駄である⁽²⁸⁾」と断言して「神聖基本法」(Loix fondamentaires et sacrées)をはじめとする一二の法典に基づく共產主義的政治社会を構想しているからである。マブリもまた『政治社会の自然的本質の秩序に関して経済哲学者に提示された疑問』(Doutes proposés aux philosophes économistes sur l'ordre naturel et essentiel des sociétés politiques, 1768)において「土地所有権(propriétés foncières)の確立と生活状態の不平等(inegalité des conditions)は・・・自然状態を変化させ⁽²⁹⁾、いわば人びとの諸感情を煽り立てて私的利益を増大させてきた」のであり、社会的悪徳の連鎖の「最初の環は財産の不平等に結びついている⁽³⁰⁾」と述べた上で、モレリと同様に「財産の所有権が社会を支配してきた状況においては、何をしても無駄である⁽³¹⁾」と断言しているからである。

②の思想的源流もモレリおよびマブリに求めてよいであろう。というのは、『自然の法典』においてモレリが構想する共產主義的政治社会においては、あらゆる市民はその能力、才能および年齢に応じて労働する義務Ⅱ公益に奉仕する義務を負い⁽³²⁾、その労働成果は公共配給所に集荷されて市民に配分されることになっているからである⁽³³⁾。マブリもまた、『市民の権利および義務』(Des droits et des devoirs du citoyen, 1758)において、無人島における国家建設を構想し、そこでは「われわれは、公共の倉庫のなかにわれわれの労働成果を持ち込むであろう。これこそまさに国家の宝であり、各人の財産である。毎年、家長たちは各個人の生活必需品として必要なものを配分し、その共同体が必要とする労務を各人に割り当てる⁽³⁴⁾」と述べているからである。

③については検討すべき問題がある。上記の委員会がロベスピエールを「平等の友」として評価するに至までには、曲折があったからである。このことについて、ここではロベスピエールに対するバブーフの評価の変遷を見てみよう。バブーフの未刊の文書を点検したダリーヌ(V. Daline)によれば、バブーフがロベスピエールについ

で最初に語ったのは全身分会議(États-généraux)開催の三年前である。⁽³⁵⁾すなわち、一七八六年のデュボア・ド・フォシユ(Dubois de Fosseux)宛の書簡において、バブーフはロベスピエールを次のように評価している。「彼の言説は魂と論理を有する法律家の作品である。ロベスピエール氏は、疑いもなく、あなたの弁護士会の理性ある人々の一人と考えられる。私は、彼が厳格な誠実性と稀にみる公正さを有する人物であると考ええる。・・・ロベスピエール氏は、豊かになることに執着していない。彼は、貧困者の弁護士でしかなく、ないであろう」⁽³⁶⁾また、バブーフは、一七八九年一〇月二日のロベスピエールの選挙法(loi électorale)に関する演説および一七九〇年四月二七日の国民軍の組織化(l'organisation des Gardes Nationales)に関する演説を書き写している。⁽³⁷⁾さらに、バブーフは、フィヤン派に移った憲法制定会議員マッシュュー(J.-B. Massieu)に宛てた批判の書簡において、決然としてジャコバン派に止まったロベスピエール等を「国民議会(la Diète nationale)の誉れ高きメンバー」として高く評価し、彼らに対するフィヤン派の攻撃を批判している。⁽³⁸⁾

しかし、バブーフはやがてロベスピエールを批判しはじめる。それは何時からどのような理由によってか。ダリーヌによれば、ロベスピエールに対する彼バブーフの態度の変化は一七九三年に始まっており、バブーフは「最高存在の祭典」の創設(l'instauration du culte de l'Être suprême)に関するロベスピエールの宗教政策(a politique religieuse)に対して批判をはじめている。⁽³⁹⁾この点につき、ダリーヌは次のように述べている。「ジャコバン独裁の期間を通じてのバブーフの態度の変化には、より一層の深い根拠がある。彼は確かに、フランス民主主義の極左とりわけ例えばヴァルレ(Varlet)のような《アンラージュ(engagés)》のメンバーの多くの代表者たちに共通する政治的諸概念に繋がっていた。革命の始まり以降、バブーフは、国家権力の把持者たちはそれがいかなる者であろうとも、不可避免的にその権力の濫用を犯すという恐れを表明していることがわかる。バブーフは、無制限な国家権力はその権力を有する者を必ずや墮落させるものだと考えていた。したがって、この理論は、

ジャコバン派の革命政府に対するのと同様にロベスピエールに対する彼の反対の立場を明確にするものである。⁽⁴⁰⁾

ダリーヌも着目しているように、バプーフは共和三年ヴァンデミエール一七日（一七九四年一〇月八日）の『護民官』第二五号（*Le Tribun du Peuple ou le défenseur des droits de l'homme; en continuation du journal de la liberté de la press, no. 25*）において次のように述べている。「革命政府とは何か。私は、それはテロリズム、血に飢えた政府、ロベスピエールの政府、ロベスピエールの専制支配、委員会の専制主義であり、その恐るべき結果のすべては断頭台、銃殺、溺死刑、抑圧、絶望、あらゆる種類の貧困、収奪および悲惨であると考えるものである」。⁽⁴¹⁾「単一人もしくは複数人の君主制は常に必然的に腐敗した背信者の手中に落ちる。この権力を引き受ける者は、そのことだけで背信的であり、腐敗的なのである。限界のない権力のグラスで飲むことに同意した者は、暴君であり常に暴君であるだろう。自由はその者の手中において消滅する。なぜなら、その者は法律の上位に存するからである。したがって、自由のために革命が行われる国においては、そのような君主制の創設は、革命政府と呼ばれようとも、反革命が行われたということである」。⁽⁴²⁾

ダリーヌによれば、「バプーフは、△自由の守護神▽から△暴君▽へと変身し、その結果一人で△限界のない権力のグラスで▽飲むことになったロベスピエールを例に引くことによって、このテーゼを主張したのである。」「しかし、このような推論の方法が唯一バプーフの方法であったと考えるてはならない。多様な形態が見られるとはいえ、このような推論の方法は極左のほとんどすべての代表者たちの方法であった。ほとんどすべての人びとは、人民による権力の直接的行使、最も広範な△純粹▽民主主義の全体的で即刻の実現を求めた。またほとんどすべての人びとは、たとえ一時的なものであるにしろ革命的独裁の必要性を否定した」⁽⁴³⁾のである。

問題は、ロベスピエールに対するバプーフの評価がこのように変化したのをどのように考えるかということである。

ある。この点、グリーヌによれば、「独裁の必要性の否定は、多かれ少なかれバブーフ、ヴァルレおよび今日に至るまで『エベール主義者』という名で伝統的に呼ばれているパリの『サン・キュロット民衆』の多くの『中間的』代表者たちに固有のものであった。彼らが、革命政府の期間を通じてロベスピエールの活動に対してまさに否定的な評価を与えてきたのは、このような立場からである。』⁽⁴⁴⁾しかし、バブーフが革命独裁の役割を理解し、「この独裁の必要性がひとたび認められるや・・・ロベスピエールの偉大な歴史的役割は明白になったのである。／バブーフは、自らの勇気と大胆さでもって、ロベスピエールに関する自らの考えを修正することができた、というよりもむしろ彼が常に懐いてきた考えに回帰した。・・・バブーフは、真の革命家はエベール主義者として止まることはできないということを明示したのである。』⁽⁴⁵⁾

このことは、バブーフが共和三年フリメール二八日（一七九四年二月一八日）の『護民官』二八号において次のように述べていることによつて明らかである。「私が、最初、ロベスピエールの恐るべき断頭台を打倒するために声を限りに叫んでいたとき、私は、自分が人民にとつて致命的である建造物を、まったく逆の構想のもとに打ち立てることに協力しているのだということが分からなかった。私は、寛容や、あらゆる抑圧、あらゆる専制主義、あらゆる不当な過酷な仕打ちの粉砕や、著述および言論の最も完全な自由を要求することによつて、それらすべてのことが、共和国を根底から崩壊させることに役立ってしまうのだということが分からなかったのである。』⁽⁴⁶⁾

同様に、共和三年ニヴォーズ九日（一七九四年二月二九日）の『護民官』二九号においても、「私は告白するが、私はおそらく今日まで誤っていたし、国民公会に関するあまりにも貧困な考え方しか有していなかった。一方では、現在のところでは恐怖政治はかつてそうであったようには組織化されていない。他方では、国民公会にはまだ人民の大義と純粹民主主義の勝利のための光明、原理、善意が存在している。』⁽⁴⁷⁾とも述べている。

さらに、バブーフは共和四年ヴァントーズ九日（一七九六年二月二九日）にエベール派のジョゼフ・ボドゥソン（Joseph Bodson）宛の書簡において次のように書いている。「私は今日率直に告白するが、私はかつて革命政府やロベスピエール、サン・ジユスト等を邪悪なものと考えてきたことを後悔している。私は、これらの人物は、彼らだけですべての革命家全体よりも勝った価値を有しており、また、独裁政府は非常によく構想されていたと考えている。これらの人びとやその政府が消滅して以来、何が起こったかを知るだけで一切のことが証明されるであろう。それゆえ私は、ロベスピエールやサン・ジユストが重大な罪を犯し、多くの共和主義者たちの善行を台無しにしたということについて、貴方に決して同意することはできない。私は決してそうではないと考えている。多くの共和主義者を死なせたのはテルミドールの反動である。私は、エベールやショーマットが無実であったかどうかの検証をするつもりはない。たとえそうだとしても、私はなおロベスピエールの正しさを確認するものである。・・・彼の行動は正しかったというのが私の考えである。」⁽⁴⁸⁾

ロベスピエールに対する肯定―否定―肯定というバブーフの評価の変化をどのように考えるべきであるのか。豊田堯『バブーフとその時代』は次のように述べている。「以上のようにバブーフとロベスピエールの思想を比較検討して、両者の思想が、その傾向、その地盤、その理想や目的が全然異なっていることを認めざるをえない。それにもかかわらずバブーフが思想的遍歴を通して最後に、すなわち陰謀の直前に、ロベスピエールの讚美に到達した事実をどのように解したらよいであろうか」⁽⁴⁹⁾「われわれはバブーフやバブーフ主義者が、陰謀に当たって、一七九三年の憲法を一応の到達点、集合点と定めたという事実を、再び回想しなければならない。そしてかれらが、『バブーフの教義の解説』や『反乱指令』や『護民官』の中で、どれ程一七九三年の憲法を称揚しても、かれらの真の目的、最後の到達点とは別問題であったことは、アマル宅において、バブーフ主義者と旧山岳党議員との間で交わされた激論や、その後陰謀の加担の際の、両者の交渉経過に徴しても、極めてはっきりしていた。つ

まりバブーフ主義者は、広範な大衆の支持をうるために、政策として一七九三年の憲法を掲げたのに過ぎなかった。そしてバブーフやバブーフ主義者は、ロベスピエールが所有権に対し、一七九三年の憲法の規定よりも、遙に進歩的な思想をもっていたこと、その実際政策の面においても、九三年の憲法以上のことを目指していたという事実も、十分承知していたことを想起する必要がある」⁽⁵⁰⁾「筆者は、バブーフが、ロベスピエールの思想はかれの教理に一番近く、そして現実政策の上で、一応実現せられたという既成事実を高く買って、全く政策的にロベスピエールを称揚したという考えに到達せざるをえないのである」⁽⁵¹⁾

要するに、バブーヴィストがアマールの家での委員会においてロベスピエールを「平等の友」と評価したのは、彼らの「陰謀」遂行における「革命独裁」の必要性が革命実践の観点から確認されたからにほかならない。先に見てきたようにロベスピエールの人権思想および人民主権論に基づく統治機構構想は一七九三年憲法に十分には継承されていなかった。その意味においてバブーヴィストにとっては、憲法思想としては一七九三年憲法よりもロベスピエールに評価の力点が移されることは十分に理解できるところではある。しかし、後で見るように、彼らのコミュニケーションの憲法思想がそのロベスピエールのブチ・ブルジョアの憲法思想を超越していることも紛れもない事実である。したがって、ロベスピエールに対する肯定―否定―肯定というバブーフの評価の変遷は、彼自身が初期―中期―後期の革命過程における厳しい状況に対する認識論と実践論を構築していった結果であると見ざるを得ない。

さて、彼らの革命計画は、このような一致点を踏まえ、バブーフ、アントネル(Antonelle)・マレシャル(Silvain Marechal)・ルペルティエ(Felix Lepelletier)による「公安秘密総裁府」(Directoire secret de Salut public)の設立によって開始される⁽⁵²⁾。この秘密総裁府は一七九六年三月三〇日、右の四名にブオナロッティ、ダルテ(Darthe)、ドゥボン(Debon)を加えて会する。ブオナロッティによれば、彼らは「労働と享有の平等」を真の市民の

神聖な目的と考へ、この点にのみ反乱の正当性を見いだしていた⁽³³⁾。また、彼らは、一七九三年憲法の権利宣言の所有権に関する諸条文のうちに、同憲法の明確な欠陥(Le vice positif)を確認していたが、「これらの欠陥にもかかわらず、秘密総裁府は、次の二つの主要な理由でもって、共和主義者たちがこの憲法に捧げてきた尊敬を維持することを決定した。その一つは、この憲法が国民に受け入れられてきたほとんど満場一致の承認であり、他の一つは、法律について審議するという、それ自体神聖である人民の権利である⁽⁵⁴⁾」したがって、この時点における秘密総裁府の政治目標は、基本原理としての「労働と享有の平等」であり、当面の目標としての一七九三年憲法の復活であるとしてよいであらう。

その後、秘密総裁府は「公安蜂起準備委員会」(le comité insurrecteur de salut public)名において人民に対する「蜂起状」(Acte d'insurrection)を発するが、その第二条では、「一七九三年憲法、自由、平等および万人の幸福」が蜂起の目的として掲げられている。このような蜂起状にもとづく陰謀計画の内容については、柴田三千雄『バブーフの陰謀』に譲るはかないが⁽⁵⁵⁾、軍事委員会のメンバーであるグリゼル(Grisol)が陰謀計画を総裁政府のカルノー(L. N. M. Carnot)に通報したため、陰謀計画は失敗することになる。

(2)「バブーフの教義の概要」における一七九三年憲法の評価

ここでは、一七九六年三月三〇日に秘密総裁府の四名とブオナロッティ、ダルテおよびドウボンが会して発表された「バブーフの教義の概要」(Analyse de la Doctrine de Babeuf)を取り上げて、彼らの憲法思想と一七九三年憲法に対する評価を見てみよう。この「概要」の内容は次のとおりである⁽⁵⁶⁾。

第一条 自然は、各人にすべての自然の恩恵(tous les biens)の享受に対する平等の権利を与えた。

第二条 社会の目的は、自然状態においては往々にして強者や悪人によって侵害されてきたこの平等を守ることであり、すべての人びとの協力によって共同の享有 (les jouissances communes) を増大することである。

第三条 自然は各人に労働の義務 (l'obligation de travailler) を課したのであり、何人といえども、罪を犯すことなく労働を免れることはできない。

第四条 労働と享有は、共同のものでなければならぬ。

第五条 一人の人間が労働によって疲れ、しかもすべてのものに欠乏しているのに、他の者が何もなすことなく豊かさのなかに満ち足りているような場合には、圧制が存する。

第六条 何人といえども、罪を犯すことなく、土地や工業の恩恵を独占することはできない。

第七条 真の社会においては、富者も貧者も存在すべきではない。

第八条 貧困者のために自らの剰余分を放棄しようとする富者は、人民の敵である。

第九条 何人も、すべての教育手段を独占することによって、その幸福にとって必要な教育を他者から奪うことはできない。教育は、すべての者にとって共通でなければならぬ。

第一〇条 革命の目的は、不平等を破壊し、万人の幸福を確立することである。

第十一条 革命はまだ終わっていない。なぜなら、富者がすべての富を吸収し、排他的に支配しているにもかかわらず、貧者は真の奴隷状態で労働し、悲惨にうちひしがれ、国家のなかで何らの重きも置かれていないからである。

第十二条 一七九三年憲法は、フランス人民の真の法である。なぜなら、人民がその憲法を厳粛に承認したからであり、国民公会はそれを変更する権利を有していないからであり、国民公会はその憲法を変更し

よつとして、その憲法の施行を要求した人民を銃殺させたからであり、国民公会はその憲法を擁護しよつとしてその義務を果たした議員を追放し虐待したからであり、人民に対する恐怖政治と亡命者の勢力が、一七九三憲法が獲得した賛成票の四分の一しか獲得しなかった一七九五年憲法の編纂といわゆる承認を支配してきたからであり、一七九三年憲法は、法律に同意し、政治的権利を行使し、集会し、市民が有益であると考えることを要求し、教育を受け、飢えて死ぬことがないという不可譲の諸権利——それらの権利は一七九五年の反革命的憲法が明白かつ完全に侵害したものである——を、各市民に献じたからである。

第三条 すべての市民は、一七九三年憲法において、人民の意思と幸福を再興しかつ擁護しなければならない。
い。

第十四条 いわゆる一七九五年憲法に発するすべての権力は、非合法かつ反革命的である。

第十五条 一七九三年憲法に攻撃を加えた者は、人民に対する大逆罪に問われる。

この「概要」を貫いているのは、言うまでもなく平等思想である。「自然の恩恵」は万人共通のものであるといふこの平等思想は、バブーヴィストが導きの星としたルソー、モレリおよびマブリに共通するものである。バブーフ自身、この三人の思想家が導きの星であったことを認めている。したがって、この「概要」がこの三人の思想家の影響下で書かれたことは否定できないであらう。

しかし、この「概要」からだけでは必ずしも明らかでないが、バブーフがこの三者の影響下にあったとしても、特にマブリおよびモレリから強い影響を受けていると言つてよいであらう。バブーフ自身マブリに対しては、「人民的で、人間的で、感受性に富んだマブリは最も際立った秩序破壊者であり、ジュネーヴの市民とは全く別の資質

を有した謀叛人であった。彼は、所有者たちに対して、ことのほか怒りを爆発させた⁽⁵⁷⁾と賞賛し、モレリに対しては「最も決意の堅い人物、最も勇敢な人物であり、私はいつも（共産主義）制度の最も情熱的な闘士と呼んできた⁽⁵⁸⁾」と極めて高く評価している（ただし、当時にあつてはモレリの『自然の法典』はデイドロの作品と考えられていたことから、バブーフはモレリのことをデイドロと表現している）。

ここではルソーとマブリの平等思想の違いを考慮しつつ、バブーフがマブリにいかによく負っているかを見てみよう。等しく平等思想といつても、ルソーとマブリの間にはかなり大きな隔たりが見られる。ルソーは『人間不平等起源論』において、「自然的・肉体的不平等」と「社会的・政治的不平等」を区別し、前者は「自然によって定められたものであつて、年齢や健康や体力の差と、精神あるいは魂の質の差から成りたっている⁽⁵⁹⁾」が、それ自体が「自然的」なことであるからその「自然的不平等」の起源を尋ねることはできないと述べている。これに対してマブリは『立法論』（*De la législation ou principes des lois*, 1776）において、「自然はすべての人間に同一の器官、同一の欲求、同一の理性を与えなかつたであらうか⁽⁶⁰⁾」と述べて、人間の自然的・肉体的同一性＝平等性を説いている。バブーフは、「陰謀」失敗後のヴァンドームの高等法廷における一般弁論（*La Défense générale de Gracchus Babeuf devant la Haute-Cour de Vendôme*）において、マブリのこの一節を引くことによつて、人間の自然的・肉体的平等性を強調するのである⁽⁶¹⁾。

さらに、このことを最もよく示しているのは、共和暦四年フリメール九日（一七九五年一月三〇日）の『護民官』（*Le Tribunal du Peuple*）第三五号における次のようなバブーフの考え方である。「才能や生産力の優越性というのは空想であり、平等に対する陰謀家たちの企みに常に役立ってきた特殊なまやかし（*un leurre spécieux*）ではない。／人間の労働生産物における価値や値打ちの差というのは、一部の人間が虜になり利用することのできた世論にしか基づいていない。／この世論が、時計を製造する者の日当を、畝をつける者の日当の二〇倍に評価

することは、疑いもなく誤りである。／それにもかかわらず、時計製造業者の儲けが二〇人分の農業労働者の財産をもたらすのは、この誤れる評価の助けによってである・・・／・・・その仕事がより高度の知的水準、より多くの精神力の適用および緊張を要している者に対するより大きな報酬という口実のなかには、不条理と不正義がある。そのようなことは、その胃の収容力とは何の関係もない」⁶²⁾

以上のことから、ルソーが「自然的・肉体的不平等」を概念としては認めながら、それ自体が「自然的」であるとして、それを考察の対象からはずしているのに対して、バブーフは革命実践の観点から「自然的・肉体的不平等」の存在自体を否定しようとしていることがわかる。ルソーの『人間不平等起源論』は、「もはや存在せず、恐らくは存在したことがなく、多分これからも存在しそうにもない一つの状態」⁶³⁾としての自然状態を前提にして書かれており、その限りでは思弁的色彩が強いけれども、「自然的・肉体的不平等」の存在はルソーとともに認めざるを得ない。したがって、マブリやバブーフのように人間の「同一の器官、同一の欲求、同一の理性」を肯定し、「才能や生産力」の違いを無視することは説得力に欠けると言わざるを得ない。しかし、革命実践を念頭に置いたバブーフの平等観を、彼の次のような主張と結び付けて考えてみると、彼の思想の真相が明らかになる。彼は言う。「国民の生活手段が全構成員の食欲を満たすに十分ではないと認められる場合にも、自然の法は、人口を減らすかわりに、全員の欲求を日常的な割合において平等に満足させるため、各人の受け取り分を部分的に減らすことを命じると、私は考える」⁶⁴⁾要するに、バブーフの自然的・肉体的平等観は、「貧しきを憂へず、等しからざるを憂ふ」という考え方に裏打ちされているといえよう。

しかし、「貧しきを憂へず、等しからざるを憂ふ」という考え方はルソーやロベスピエールにも見られるところであり、その意味では、「概要」における平等思想は未だコミューニズムのレベルに到達しているとは言えない。「革命の目的は、不平等を破壊し、万人の幸福を確立することである」(第一〇条)とあるが、それだけではルソー

やロベスピエールの政治社会構想「ブチ・ブルの平等社会の構想の域を出るものではない。それが証拠に、この「概要」が目指している基本的な政治目標は一七九三年憲法の施行にとどまっている。

(3) 「平等派の宣言」

しかし、マレシャル(Sylvain Maréchal)によつて書かれた「平等派の宣言」(Manifeste des Egaux)においては、右の平等思想実現のための「財産の共有化」(Le Biens Commun ou La Communauté des Biens)が掲げられている。平等思想に着目してこの「宣言」の内容を要約すれば、次のとおりである。

平等は「自然の原初的要求であり、人間の第一義的欲求であり、あらゆる合法的社会の主要な絆」である。しかし、その平等は未だ実現されたことはなく、せいぜいのところ人びとは「法の前の平等」(Egaux devant la loi)にとどめられており、「事実上の平等は空想ではない」。一七八九年の人権宣言が提示しているのは、この平等観である。しかし、「フランス革命は、より一層偉大でより一層荘嚴な、しかも最後の革命となるであろう今一つの革命の前兆ではない」。「権利の平等以上に、われわれに必要なものはなにか」。それは、農地均分法もしくは農地の分配(la loi agraire ou le partage des campagnes)ではなく、「共有の財産もしくは財産の共有化」(le BIENS COMMUN ou la COMMUNAUTÉ DES BIENS)である。「もはや土地の私的所有はありえない。土地は誰のものでもない。われわれは土地の産物の共同の享受を要求し欲するものである。土地の産物は万人のものである。」「フランス人民よ、完全なる幸福におのれの眼と心を開くがよい。われわれと共に平等者の共和国(République des Egaux)を認め、要求せよ」⁽⁶⁵⁾

このように、「宣言」においては農地均分法もしくは農地の配分が否定され、それに代えて「財産の共有化」が重要な課題として掲げられているが、それはまた「労働と享有の平等」という観念と不可分に結びついているこ

とは言うまでもない。そのことは、『護民官』第三五号の次の一節に明らかである。「そこ(社会の目的としての万人の幸福)に到達する唯一の方法は、共同の管理(『administration commune』)を確立すること、私的所有を廃止すること、各人を各人の認める才能や生業に結びつけること、各人をして自然の産物を共同倉庫に保管させ、簡素な配分行政(une simple administration de distribution)すなわちすべての個人とすべての物を登録させ、それらの物を最も厳格な平等のもとで分配させ、各市民の家庭内にそれらの物を保管させる食糧行政(une administration des subsistances)を確立することである」⁽⁶⁶⁾

「宣言」における「財産の共有化」「労働と享有の平等」を前提とした「共同倉庫における生産物の保管」や「簡素な配分行政」という具体化策は、すでに見てきたモレリの『自然の法典』(La code de la nature, 1755)やマブリの『立法論』(De la législation, 1776)等に負うものであることはあらためて言うまでもない。ただし、マブリが『立法論』においてコミュニズムの社会に向けての具体策の一つとして農地均分法を提唱しているのに対し、この「宣言」においてはこの農地均分法もしくは農地の配分が否定されている点は、マブリの地平を超えるものであると言える。

(4) 教育を受ける権利

バブーヴィストの人権思想を貫く平等主義は、「教育を受ける権利」の平等という考え方と不可分に結びついている。たとえば、バブーフは一七八九年の『永久土地台帳』(Cadastre perpétuel)において、「教育の革命的価値」(Valeur révolutionnaire de l'éducation)に関して次のように述べている。「人間社会においては、教育はすべての人びとの手の届くところに置かれるべきであり、もしくはすべての個人が等しく教育を受けられるようにしなければならぬ。……もし人びとがまったく平等な教育を常に受けてきたならば、もし人びとが長い間自ら存在

することおよび自ら欲することを認識することを妨げられてきたところの馬鹿げた偏見に服せしめられてこなかったならば、大多数の人びとは、少数の人びとがあえて彼らに不名誉な鎖鉄(chaines fletrissantes)を課してきたことに従わなかったであろう。・・・第三身分と呼ばれるものは、第一身分を自認しようとしている人びとを樂しませるために、苦しむことだけを余儀なくされることはなかったであろう」⁽⁶⁷⁾

また、一七九一年八月二〇日付けのクーペ(Coupe)宛の書簡(Lettre a Coupe sur la nouvelle legislature, 20 aout 1790)においても、バブーフは、すべての人びとに保障される教育の平等と生存を諸権利の平等の原理(Principe de l'égalité des droits)から導き出し、一七九一年憲法がこれらを具体化していないことを悔やみつゝ、次のように述べている。「憲法は国民の財産(un patrimoine national)でなければならず、そこでは国民に対する精神の糧と同時に肉体の糧が見出されねばならないし、そこでは完全な知的生活と物質的生活のための規定が・・・あらゆる手段を共同のものとすることによって直接的に強制力を付与されねばならない」⁽⁶⁸⁾「国民の運命の源は、人びとを教育するために取られる形式に結びついているのである。支配者たち(Les esprits dominateurs)は、政治のこの原理を非常によく心得てきた。理性の欠如がベテン師の巧妙な篡奪を引き起こし、封建制度のヒドラのかくも致命的な台頭を許し、自然に対する嘲笑によって、貴族の領地と貴族を生みだし、過度の財産の濫用を維持するにもってこいの長子相続に関する嬰兒殺し的な法律を生みだすに任せてきたのと同様に、理性の回復のみが人びとを自らに相応しい高貴な状態に取り戻し(réhabilitier)、われわれがそれに立ち向かうことになるさまざまな災禍の伝播の結果であるすべての悪習を消滅させることができるであろう(69)。」

さらに、『護民官』三五号の「平民宣言」(Manifeste des Plébéiens)においても、バブーフは次のように述べている。「教育は、それが不平等であり、それが社会の一部の者の排他的独占物となっている場合には、恐るべきものである。というのは、教育がこの一部の者の手中に置かれる場合には、一群のからくり(un amas de

machines) やあらゆる種類の軍資金(une provision d'armes de tout sortes)・・・は、結局のところ容易に丸腰の人びとを欺き、その財産を奪い、彼らを最も恥すべき鉄鎖につなぎ止めるに至るからである。⁽⁷⁰⁾

モーリス・ドマンジェ(Maurice Dommanget)によれば、それゆえにこそ、バブーフは、国民教育は「すべての者にとって平等」でなければならず、すべての者は「同一の食糧、同一の衣服、同一の教育、同一の扱い」を受けるべきであるということを規定していたミッシェル・ルペルティエ(Michel Lepeletier)の教育プランを「崇高なもの」と呼んだのである。⁽⁷¹⁾したがって、『バブーフの教義の概要』第九条においては、「何人も、すべての教育手段を独占することによって(par l'accumulation de tous les moyens)」、その幸福にとって必要な教育を他者から奪うことはできない。教育は、すべての者にとって平等でなければならない」と規定され、その原理の支柱として次のような論証(Breves)が挙げられている。すなわち、①このようなすべての教育手段の独占は、すべての人びとにとって必要な知識を得る努力から可能性までも人びとから奪うものであるということ、②人民にとって広範な教育は必要でないとしても、人民が悪人の餌食にならないためには、教育は必要であり、人民にとってその権利と義務を良く認識することは重要であるということ、の二点である。⁽⁷²⁾

要するに、バブーフにとって、教育の平等への要求は社会的平等への要求に緊密に結びついており、「各人が要求する権利を有するところの一種の所有権」(une espèce de propriété à laquelle chacun a le droit de prétendre)として考えられているのである。⁽⁷³⁾彼にとって、教育を人民に取り戻すことは土地を取り戻すことと不可分に結びついており、万人に対する教育の平等は「救済」としてではなく、「権利」として位置づけられているのである。それゆえ、バブーヴィストにとって、国民教育のプランの目標は、道徳的には、正義と不正義の観念をより良く認識させること、徳を愛し追求する道程へと若者を導くこと、市民的には、何が人間の権利であるかを若者に明示し、祖国愛の徳を若者に目覚めさせることに置かれることになる。

2 統治機構構想

それでは次に、バブーヴィストたちは右に見たような平等思想実現のためにどのような統治機構を構想していたかを、ブオナロッティの回想を参考として見てみよう。

ブオナロッティによれば、「蜂起委員会」(le comité insurrecteur)において、国民の意思を集約していく機関として構想されたのは、①主権議会(les assemblées de souveraineté)②中央立法者議会(l'assemblée centre des législateurs)および③国民意思保持機関(le corps des conservateurs de la volonté nationale)の三機関である。①②は一七九三年憲法においても認められていたものであるが、③は「蜂起委員会」が必要と判断した補完物である。

①主権議会は、共和国が区(arrondissements)に分割されることから、共和国の基本的な政治単位として各区に置かれ、各区の主権議会はその全市民によって構成される(直接民主制)。同議会によってその議長と数名の書記および同議会の秩序維持のための官吏(officiers)が指名される。さらに、各区にはこの主権議会によって指名される長老者たちの長老議會(un sénat)が置かれ、長老議會はその経験と分別を生かして主権議会の相談に応じ、その後で市民とともに投票することが期待されていた。

②中央立法者議会は、一七九三年憲法にならって人民の直接選挙により選出された代表者(délégués)によって構成され、法律案の提出およびその執行のための命令発布、政府に対する監督を任務とする国民議會と考えてよいであろう。

③国民意思保持機関は、主権議会の議決を集約し、主権者の意思を表明し、右の中央立法者議會を監視する。ブオナロッティによれば、同機関の人数および任期についてどのような決定がなされたかは記憶していないが、

「蜂起委員会」は長老議会の構成員のなかから人民の直接選挙で選ばれた代表者で同機関を構成することを人民に推奨することでは同意を見た。⁷⁴

この三機関の関係を人民主権原理を軸に要約すれば、次のようになる。すなわち、主権者人民の意思が各区の主権議会において十分に表明され、それを受けて中央立法者議会が立法し、長老で構成される国民意思保持機関が主権議会で表明された主権者人民の意思に照らして中央立法者議会を監視するという関係である。

なお、ブオナロッティによれば、「蜂起委員会」では中央立法者議会による法律制定および主権議会による法律制定という二つの立法方法が考えられていた。前者の場合には、中央立法者議会はその提案理由を付した法律案を主権議会に送付し、それをめぐる主権議会の審議結果は国民意思保持機関に送付され、各区の投票結果(*les votes de chaque fraction du souverain*)が公表される。後者の場合には、各主権議会は法律の制定や廃止を提案し、国民意思保持機関はそのことを中央立法者議会に通知し、同議会は求められた法律案を作成して人民の承認に付す。

ブオナロッティによれば、「蜂起委員会」で問題になったのは、中央立法者議会が権限を濫用することによって人民の主権を侵害する事態が生じた場合に対する対策である。同委員会のメンバーは中央立法者議会の権力に対する防御策を講じる必要性については一致をみたが、その具体化については一致をみることはできなかった。先に見たように、基本的には長老たちで構成される国民意思保持機関が中央立法者議会を監視することになっているが、その長老たちもまた世襲的君主制の夢想、宗教の過ち、所有権の威光および隷属的道德といった慣習に毒されていることが看取されたからである。それゆえ、「蜂起委員会」は、一定の期間、最も有徳にして情熱を有し、新制度に最も愛着を有する市民でもって長老議会を補佐することを考えた。

上記のような統治機構の根底に据えられているのは、「厳格な平等」(*l'égalité rigoureuse*)と「人民主権」(*la*

souveraineté populaire)という不可侵の原理である。この不可侵の原理は、市民の一部が他の市民を隷属させんとする場合における抵抗権と蜂起権を定める法律によって維持されねばならない。なお、ブオナロッティによれば、権力の濫用という異常事態が生じた場合、それを除去するのに相応しい方法を提起する特別委員(commisaires spéciaux)を選出し、国家状態を検証することが期待されていた。

またすでに述べたように、「蜂起委員会」は一七九三年憲法を評価しているが、特に、同憲法が「執行評議会」(le conseil exécutif)の権限を法律と命令の執行に限定するとともに同評議会の不作為に対して責任を負わせていること、同評議会の執行権と裁判所の司法権を分立させていること、行政官の数と任期を明記していることを讚美した。しかし、「蜂起委員会」はそれだけでは十分でないとして、行政官の行動をチェックする方法、その義務違反に対する刑罰、人民によって告発されている行政官に対する告訴の方法等を制度化することが必要であると考えていた。

いま一つ問題になるのは、政府すなわち「公安蜂起準備委員会」秘密総裁府と「中央立法者議会」すなわち国民議会との関係である。すでに見た「蜂起状」においては、「公安蜂起準備委員会」秘密総裁府は蜂起が完全に達成されるまでは解散することなく存続すると考えられていた。それでは、蜂起達成後、「公安蜂起準備委員会」秘密総裁府はどうなるのか。この問題をめぐっては秘密総裁府において討議されているが、ブオナロッティはその討議について次のように述べている。「この重大な討議の結論は次のとおりである。すなわち、暴政打倒後、パリの人民は最高権力を有し、各県一名のデモクラットで構成される国民議会(une assemblée nationale)の創設に取りかかるということ、それまでは秘密総裁府は推薦指名すべきデモクラットの良心的探索にあたるということ、革命が達成された場合でも、秘密総裁府はその任務を停止せず、新たな国民議会の行動を監視するということ、である」⁽¹⁵⁾。このようなブオナロッティの報告からすると、「公安蜂起準備委員会」秘密総裁府は、最終的には

国民議会に発展解消すべきものと考えられているが、国民議会の活動が軌道に乗るまでは、それを監視すべきものとして位置づけられているよいえよう。したがって、右に見た「中央立法者議会」Ⅱ国民議会の任務のなかに政府Ⅱ秘密総裁府に対する監督が含まれているのは、国民議会の活動が軌道に乗った段階で秘密総裁府が国民議会に発展解消するにしても、立法府である国民議会が同時に政府の任務をも兼ねるという意味なのか、旧秘密総裁府に代わる新たな政府を創設するという意味なのかについては明らかではない。

いずれにしても、「蜂起委員会」は人民主権原理にもとづく人民による憲法改正を認めているが、一七九三年憲法を基本的に評価していたことから、同憲法を超える新たな統治機構は構想されていない。しかし、上に見たような統治機構をさらに具体化するだけでも多くの議論がかわされたことは、ブオナロッティの回想にもうかがえることであり、仮に蜂起計画が成功したとしても、その前途は決して樂觀できるものではなかったと言える。

おわりに

以上のようなバブーヴィストの憲法思想の考察を踏まえ、ここでは、①彼らの憲法思想とロベスピエールの憲法思想および一七九三年憲法との関係、②彼らの憲法思想の歴史的意義について若干のまとめをおきたい。

①について。ロベスピエールがルソーの憲法思想を継承していること、しかし、両者の憲法思想の一貫性が一七九三年憲法に必ずしも十分なあたりで継承されていないことについてはすでに述べたところである。また、バブーヴィストのコミュニスムにもとづく憲法思想がロベスピエールの憲法思想および一七九三年憲法を凌駕していることについても明らかである。問題は、それにもかかわらずバブーヴィストがロベスピエールおよび一七九三年憲法を高く評価していることをどのように考えるべきかという点である。

この点については、フランス革命の進行過程においてバブーフが革命実践を通じて学んでいることを押さえて

おかねばならない。バブーフ自身、「私が貴族の収奪の秘密を発見したのは、領主の文書部屋の埃のなかであつた⁽⁷⁶⁾」という有名な言葉を残しているように、また、「バブーフにおける『財産共同体』の構想は、その思想的源泉にかんするかぎり・・・初期バブーフに潜在している⁽⁷⁷⁾」と言われるように、バブーフが若き時代にロワ地方の土地台帳管理人 (commissaire à terrier à Roy) の仕事を通じて旧体制の人民収奪のからくりを学び、次第にコミュニケーションの思想を懐くに至ったと考えられる。フランス革命の勃発はバブーフにとって旧体制からの人民解放の光明であつたに違いない。しかし、「一七八九—九一年体制」は、この人民解放の観点を満たすものでは決してなかつた。この時期におけるロベスピエールは、バブーフにとつて多くの革命家のなかで際立つた存在であつた。それは、一七九二年前後のロベスピエールの諸演説とそれに対するバブーフの肯定的評価によつて明らかである。しかし、その後のロベスピエールの革命政府の政策は、バブーフにとつても看過することのできない「恐怖政治」に他ならなかつた。それゆえに、バブーフはロベスピエールを厳しく批判することになる。しかし、ロベスピエールの革命支配が「テルミドールの反動」というブルジョアジーの巻き返しによつて崩壊するや、バブーフはあらためて「最後の革命」に立たざるを得なくなる。しかも、一七九五年憲法のもとで「総裁政府」は反人民的政策を次から次へと提起してくる。民衆はロベスピエールの統制経済政策と一七九三年憲法に郷愁を懷きはじめる。このような状況下でのバブーヴィストの「蜂起計画」は、この民衆の欲求を無視しては成功の見込みを与えない。いわゆる「バブーフの陰謀」は、このような限界状況において計画されたものであることを押さえておかねばならない。したがって、彼らは、このような限界状況において自らの憲法思想とロベスピエールの憲法思想および一七九三年憲法が異質のものであることを承知の上で、「蜂起計画」を実践に移そうとしたのである。この点を看過して、ロベスピエールの憲法思想および一七九三年憲法とバブーヴィストの憲法思想の異質性に疑問を投じることが、「思想—状況—実践」の関係を視野に入れない考察であると言わざるを得ない。

②について。一八世紀フランスの憲法思想史を概観すれば、啓蒙期に展開された(1)貴族の憲法思想(モンテスキュー)、(2)ブルジョアの憲法思想(フィジオクラートおよびアンシクロペディスト)、(3)プチ・ブルジョアの憲法思想(ルソー)、(4)コミュニストの憲法思想(モレリおよびマブリ)が一〇年にわたる革命期を通じて実験に付されていったことが分かる。この意味において、バブーヴィストの憲法思想は一八世紀フランス憲法思想史の総決算として位置づけることができる。「バブーフの陰謀」は、その総決算を実践に移そうとして挫折したのである。「バブーフの陰謀」が挫折したことは否定しがたい事実である。しかし、それが挫折したとはいえず、そのことによつて「一八世紀フランス憲法思想史の総決算」というバブーヴィストの憲法思想の歴史的意義が否定されたことを意味するものではない。それが証拠に、彼らのコミュニズムの憲法思想は十九世紀の二月革命やバリ・コミュニケーションに継承されていくことになる。

(注)

- (1) 高島善哉・水田洋・平田清明『社会思想史概論』(一九六二)一七〇ページ
- (2) 本稿をまとめるに当たつて主として参照したのは、① *Journal de la liberté de la press*, par G. Babeuf, Edition d'Histoire Sociale. (Réimpression de textes rares, 1966)——Réimprimé d'après l'exemplaire de la Bibliothèque Nationale, Paris) ② *Le Tribunal du Peuple, ou Le Défenseur des droits des l'hommes*, par G. Babeuf, Edition d'Histoire Sociale. (Réimpression de textes rares, 1966)——Réimprimé d'après l'exemplaire de la Bibliothèque Nationale, Paris) ③ Babeuf, *Textes Choisis*, Edition Sociale, 1976. ④ Maurice Dommanget, *Pages choisies de Babeuf*, Librairie Armand Colin, 1935. ⑤ Victor Arville, *Histoire de Gracchus Babeuf et du Babouvisme*, t. 1-2, Paris, 1884 (Slatkine Reprints, Zeneve, 1978). ⑥ Buonarroti, *La Conspiration pour l'égalité dite de Babeuf*, t. 1-2, Edition Sociale, 1957. ⑦ 柴田三千雄『バブーフの陰謀』(一九六八) ⑧ 豊田堯『バブーフとその時代』(一九五八) 二六〇。

(3) *Archives Parlementaires*, 1 série, t. 63, pp. 197-200.

- (㉞) J.-J. Rousseau, *Œuvres Complètes*, Bibliothèque de la Pléiade, t. 3, p. 258. 原典叢刊『政治経済叢書』(邦訳文庫) 三冊バージョン。
- (㉟) *ibid.*, p. 931.
- (㊀) *Œuvres de M. Robespierre*, publiés sous la direction de M. Bouloiseau, G. Lefebvre, A. Soboul, t. 9, 1958, P. U. F., p. 112.
- (㊁) André Decencière-Ferrandière, *La Constitution de 1793.——Mélanges A. Decincière-Ferrandière*, Préface de M. G. Gidel, Paris, 1940.
- (㊂) Albert Brimo, A propos de la Constitution Montagnarde de 24 juin 1793 et deux conceptions de la démocratie——*Mélanges dédiés à M. le Professeur Joseph Magnol, doyen de la Faculté de Droit de Toulouse*, Librairie du Recueil Sirey, 1948.
- (㊃) *Archives Parlementaires*, 1 série, t. 64, p. 430.
- (㊄) *ibid.*, p. 432.
- (㊅) *Œuvres de M. Robespierre* avec une notice historique, des notes des commentateurs par Lapommeraye, précédées de considérations générales par Almand Carrel, t. 3, 1840, Reprinted, 1970, New York, p. 512.
- (㊆) *ibid.*, p. 513.
- (㊇) (㊈) *ibid.*, p. 514.
- (㊉) *ibid.*, pp. 515-516.
- (㊊) *ibid.*, p. 541.
- (㊋) *ibid.*, p. 544.
- (㊌) *ibid.*, p. 545.
- (㊍) *ibid.*, p. 550.
- (㊎) A. Soboul, *La Révolution française*, nouvelle édition, 1989, Editions Sociales, p. 377.
- (㊏) cf. Léon Duguit et Henry Monnier, *Les constitutions et les principales lois de la France*, 4 éd., 1925, pp. 78-118. Maurice Duverger, *Constitutions et documents politiques*, P. U. F., 7 éd., pp. 80-110.
- (㊐) Buonarroti, *La conspiration*, t. 1, p. 74.
- (㊑) *ibid.*, pp. 26-27.
- (㊒) 柴田三千雄『ソブールの陰謀』三冊バージョン。
- (㊓) 秘密委員会に最初から参加したのは‘アメール’、ダルナ(Darhé)‘トオナロッチ’、マサール(Massart) など5人。

- (German) ベルナロティ『憲法と政治の原則 (Bedon [Debon])』シエノン (Soigne [Cenois])、フェリクス・ルベールティエ (Filipe le Rexel let [Felix Lepelletier])、シエノン (Clément) 加ラン・マンヤン (Marchand) 加ラン・マンヤン。Buonarroti, *La conspiration*, t. 1, p. 78.
- (28) Buonarroti, *La conspiration*, t. 1, p. 78.
- (29) Morelly, *Code de la nature ou le véritable esprit de ses lois*, 1755, publié avec notice et table analytique par Edouard Dolleaux, 1910, pp. 7-10.
- (30) *ibid.*, p. 48.
- (31) Mably, *Doutes proposés aux philosophes économistes sur l'ordre naturel et essentiel des sociétés politiques* — *Collection complète des oeuvres de l'abbé de Mably*, publiée par Guillaume Arnoux, t. 11, p. 208.
- (32) Mably, *De la législation ou principes des lois* — *Collection complète des oeuvres de l'abbé de Mably*, t. 9, p. 48.
- (33) *ibid.*, p. 306.
- (34) Morelly, *op. cit.*, pp. 102-102.
- (35) *ibid.*, pp. 86-88.
- (36) *Collection complète des oeuvres de l'abbé de Mably*, t. 11, p. 383.
- (37) V. Daline, Robespierre et Danton vue par Babeuf, *Annales historiques de la Révolution française*, t. 32, 1960, p. 389.
- (38) *ibid.*, pp. 389-390.
- (39) *ibid.*, p. 391.
- (40) *ibid.*, p. 392.
- (41) *ibid.*, p. 398. なお、この点について、豊田堯『バブーフとその時代』は次のように見ている。「ロベスピエールが、交戦中のヨーロッパの諸国からフランスが無神論者の国家になったという非難を受け、同時に当時種々な形でおこなわれていた革命崇拜や非キリスト教運動に統一を与えるために、ルソー流の自然神教に根拠を置いた、『最高存在の崇拜』を押し進めたのに対し、バブーフの宗教思想は無神論者マレシャルの考えに近かった。しかし、バブーフは一挙にその段階に到達していたのではない。一七八九年、否一七九一年以前においては、創造主を採用し、その加護を求めている。ところが革命の進行、非キリスト教運動の中から、かれの思想は次第に宗教から離れていった。・・・かれの思想は一切の唯心論や自然信教から遠ざかり、革命家や特にサン・キュロットの間で拡ったイエスの信仰すら嫌悪するようになった。」(四〇五—四〇六ページ)

- (40) V. Daline, *op. cit.*, p. 401.
- (41) (27) *Le Tribun du Peuple ou le défenseur des droits de l'homme ; en continuation de la liberté de la press.* no.25.
- (43) V. Daline, *op. cit.*, p. 401.
- (44) *ibid.*, p. 402.
- (45) *ibid.*, p. 403.
- (46) *Tribun du Peuple*, no. 28.
- (47) *Tribun du Peuple*, no. 29.
- (48) M. Dommanget, *Pages choisies de Babeuf*, pp. 284-286.
- (49) 豊田堯『バブーフとその時代』四〇七ページ。
- (50) 同四〇九ページ。
- (51) 同四一ページ。
- (52) 「平等 自由 万人の幸福」をスローガンとした「反乱準備のための総裁府の設立」と題するその設立趣意書の内容は次のとおりである。

「痛ましいまでに傷つけられ、はなはだ憤慨し、その不幸な国民のありさまを提示している悲惨と圧制の異常な状態に対して、正当にも反抗的となったフランスのデモクラットたちは／民主的な憲法が人民に提起され、人民によって承認されたとき、その憲法の寄託所 (*le dépôt*) があらゆる徳の監視のもとに置かれたという思い出を銘記し／したがって、今日におけるごとく、人民の権利は奪われ、その自由は魂を奪われ、その生存までもが危うくされているとき、その人民の仇をうつべき企ての主導権が帰属すべきは、最も純粋で最も勇敢な徳であると考え／人民を臆病者だと告発する非難は不当な非難であるということ、人民はその先頭に立つ覚悟のできているよき指導者を欠いたばかりに今日までその正義を実現できなかったのだということを認め／権力篡奪者のかぎりなき犯罪が革命の爆発のためにすべての人びとの魂の力を成熟させているので、その革命の爆発を有益なものとし、その成功を確保するための諸規律を設けるためには、おそらく、自由な人びとの激情を駆り立てるよりもむしろ和らげることが必要になるであろうことを認め／次のように決議した。

第一条 フランスのデモクラットたちは、今後、公安秘密総裁府の名のもと、反乱準備のための総裁府に結集する。彼らはその肩書において、人民にその主権を取り戻させるために人民を導くべきすべての運動の指導権をとる。

第二条 この総裁府は、四人の構成員で構成される。

第三条 この総裁府は秘密である。その構成員は第一工作員たち (premiers agents) にも知らされない。

第四条 公安秘密総裁府は、その偉大な名称が自らに課すところの非常に広範な責務を充足することに従事する。

第五条 幹部工作員たち (principaux agents) に与えるべき必要不可欠な書類による訓令には明瞭な符号が付される。この符号は、にせの訓令に関するあらゆる当惑から工作員たちを護るのに役立つ。この符号は、署名が欠けていたとしても、秘密工作員たちが秘密総裁府から受理する書類が本物であることを彼らに保障する。」Buonarroti, *La conspiration*, t. 2, pp. 80-81.

(23) Buonarroti, *La conspiration*, t. 1, pp. 99-100.

(24) *ibid.*, p. 102.

(25) この陰謀計画では一万七〇〇〇名の蜂起者が確認されている。内訳は「革命家四〇〇〇人、かつて政治に携わった者一五〇〇人、砲兵一〇〇〇人、免職官吏五〇〇人、諸県の革命家一〇〇〇人、立法府の衛兵一五〇〇人、拘留軍人五〇〇人、憲兵隊六〇〇〇人、傷痍軍人一〇〇〇人である。」Buonarroti, *La conspiration*, t. 1, p. 145.

(26) Buonarroti, *La conspiration*, t. 2, pp. 99-105.

(27) V. Advielle, *Histoire de Giracchus Babeuf et du babouvisme*, Paris, 1884, Slatkine Reprint, Zeneve, 1978, t. 2, p. 48.

(28) *ibid.*, p. 52. 参照 cf. R. -N. -C. Coë, La théorie morellienne et la pratique babouvistes, *Annales historiques de la Révolution française*, t. 30, 1958, p. 38.

(29) J. -J. Rousseau, *Oeuvres complètes*, t. 3, p. 00. 本田喜代治・平岡昇訳『人間不平等起源論』(岩波文庫) 三六―三七ページ。

(30) *Collection complète des Oeuvres de l'abbé de Mably*, t. 9, p. 52.

(31) V. Advielle, *op. cit.*, t. 2, p. 52.

(32) *Le Tribun du Peuple*, no. 35.

(33) J. -J. Rousseau, *op. cit.*, t. 3, p. 123. 本田・平岡訳二七ページ。

(34) M. Dommanget, *Pages choisies de Babeuf*, 1935, p. 187.

(35) Buonarroti, *La conspiration*, t. 2, pp. 94-98.

(36) *Le Tribun du Peuple*, no. 35.

(37) M. Dommanget, *Pages choisies de Babeuf*, 1935, p. 85.

(38) *ibid.*, p. 107.

(39) M. Dommanget, *op. cit.*, p. p. 87.

- (20) *Tribun du Peuple*, no. 35.
 (21) M. Dommanget, Babeuf et l'éducation, *op. cit.*, p. 504.
 (22) Buonarroti, *La conspiration*, t. 2, p. 105.
 (23) M. Dommanget, Babeuf et l'éducation, *op. cit.*, p. 505.
 (24) Buonarroti, *La conspiration*, t. 1, p. 192 et s.
 (25) *ibid.*, pp. 114-115.
 (26) *Le Tribun du Peuple*, no. 29.
 (27) 高橋誠「初期ベブーフと土地所有の問題(一)」法学新報九七巻七・八号三四ページ。cf. Robert Legrand, *Babeuf et les compagnons de route*, Paris, 1981.

付記——本誌四〇巻一号に掲載された拙稿「マブリの憲法思想」の誤記・誤植箇所を、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
二二九	一	散りばめた	ちりばめた
二四九	三	着想を負っている」	着想を負っていることに気づくであろう」
裏表紙	欧文タイトル	Les idées	Les idées